

令和7年3月25日
101会議室

令和7年第6回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和7年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年3月25日(火)
開 会 午後 1 時 3 0 分
閉 会 午後 2 時 5 6 分
休 憩① 無

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長	栗 原 寛	
教育委員	岡 村 幸 保	伊 藤 憲 春
	小 柳 郁 美	堀 切 菜 摘
署名委員	堀 切 菜 摘	

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	臼井 隆行
学校施設建替担当課長	鈴木 信貴	学務課長	澤田 克己
指導課長	佐藤 達哉	主任指導主事	片山 伸哉
統括指導主事	野津 公輝	教育支援課長	高橋 周
学校給食課長	青木 勇	生涯学習推進センター長	庄司 康洋
図書館長	黒島 秀和		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第13号 立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画素案について
- (2) 立川市第4次特別支援教育実施計画素案について
- (3) 立川市第7次生涯学習推進計画素案について
- (4) 立川市第4次図書館基本計画素案について
- (5) 立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について

3 その他

令和7年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和7年3月25日

101 会議室

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第13号 立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画素案について
- (2) 立川市第4次特別支援教育実施計画素案について
- (3) 立川市第7次生涯学習推進計画素案について
- (4) 立川市第4次図書館基本計画素案について
- (5) 立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について

3 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和 7 年第 6 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 はい、承知しました。

○栗原教育長 よろしくをお願いいたします。

本日は、議案 6 件、協議 5 件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第 6 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山主任指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第 10 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 それでは、1 議案(1) 議案第 10 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第 10 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 17 条第 2 項の規定に基づき、立川市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の内部組織その他について定めている規則ですが、令和 7 年度の組織改正と立川市第 5 次長期総合計画の策定に伴い、条文を変更するものでございます。

変更箇所につきましては、開いていただいて 2 ページ以降の表にあります改正前と改正後の下線部分が変更箇所となります。

まず、令和 7 年度の組織改正に伴う変更でございます。教育委員会の令和 7 年度の組織改正では、学校施設建替担当課が市長部局へ移管されることや学務課の管理係が学校教育環境整備係に名称変更すること、教育支援課に特別支援学級開設準備担当係長を新設することが変更点となります。

例示いたしますと、2 ページの第 2 条の教育部の教育総務課のところに、右の改正前は、庶務係、施設係、管理係、建築係とあり、管理係と建築係に下線が引かれておりますが、左の改正後を見ていただきますと、管理係と建築係がなくなっております。これは、学校施設建替担当課が移管されるためでございます。

それから、1 つ下の学務課の管理係にも下線を引いておりますが、左の改正後をみますと

学校教育環境整備係ということで名称変更となっております。

また、もう1点の変更でございますけれども、立川市第5次長期総合計画の策定に伴う変更でございます。今回の立川市第5次長期総合計画が策定されまして、長期総合計画の記載内容と各部署所管の条例、規則の条文を合わせるというような作業を全庁的に行っております。

例えば3ページの改正後、真ん中辺りの第4条の下教育部教育総務課の庶務係の下線が引かれている部分「立川市教育委員会（以下、「委員会」という。）の運営及び総合的な教育行政の企画と推進に関すること。」と書かれております。こちらが庶務係の仕事の内容ということでございますけれども、このように各係がどんな業務に取り組むのかについて、立川市第5次長期総合計画の基本事業に記載されている取組項目を基本的に処務規則に転記することを全ての条例、規則で今回全庁的に変更しております。

実際に立川市第5次長期総合計画を見ていただくと分かるのですが、一つ一つの基本事業が各係と対応していきまして、基本事業を、こちらの条例に転記するというようなことを全庁的に行っております。

それ以外の変更につきましては、項ずれ等の変更でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

すいません、私から1点質問をよろしいですか。

4ページの改正後の第4条(20)に「委員会事務の統合調整及び庁中取締りに関すること。」と書いてあるのですが、具体的には庁内の何を指すのですか。

○臼井教育総務課長 調べておらず、分かりません。

○栗原教育長 庶務係ですと、取りまとめをするというような意味なのでしょうか。庄司生涯学習推進センター長も、以前、教育総務課にいたので、何かご示唆いただけることがあればお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 過去に文書法政課にいたということと、以前、教育総務課にもおりましたのでお答えいたします。感覚的な回答になってしまうかもしれませんが、ごく一般的な言い方、市の規則でも、庁中一般の取締りに関することと、大げさのように見えるのですが、古い例規の言い方で市の規則にも記載がございます。今、栗原教育長のおっしゃったとおり、庶務係に与えられた規則、事務内容ということで、対外的なところを取締まる事務を行っていくという意味で、こういう言い方をしているところでございます。

○栗原教育長 ありがとうございました。私も勉強になりました。

ほかはいかがでしょうか、基本的には組織改正に伴うものということで、皆さま、よろしいでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。

それではお諮りをします。1 議案（1）議案第 10 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案（1）議案第 10 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（2）議案第 11 号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1 議案（2）議案第 11 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第 11 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

こちらは、立川市教育委員会職員職名規程という規程と立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の 2 つの規程につきまして、令和 7 年度の組織改正に伴いそれぞれ条文の一部を変更するものでございます。

こちらにつきましても、変更箇所につきましては 2 ページ以降の改正前、改正後でそれぞれ下線を引いた箇所となります。組織改正以外の変更につきましては、いわゆる項ずれ部分の修正等になります。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

これについてもよろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それではお諮りをいたします。1 議案（2）議案第 11 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案（2）議案第 11 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

（3）議案第 12 号 立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1 議案（3）議案第 12 号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第 12 号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

本規程は、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、立川市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて必要な事項を定めている規程でございます。こちらにつきましても令和 7 年度の組織改正により、産業文化スポーツ部スポーツ振興課長が文化スポーツ部スポーツ振興課長となるため、変更をするものでございます。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

本来は教育委員会で事務を行う部分を市長部局の一部に、その事務を執行させるということが補助執行の意味になります。もともとスポーツ振興課は教育委員会内にあったのですが、市長部局に移した後、そういった執行形態になっているということです。こちらも組織名の変更ということでよろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それではお諮りをいたします。1 議案（3）議案第 12 号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案（3）議案第 12 号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

（4）議案第 13 号 立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1 議案（4）議案第 13 号、立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第 13 号、立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。裏面をご覧ください。

規則の第 9 条は、委員の報酬について規定しております。また、第 2 項には会長の報酬について、弁護士は日額 2 万 6,000 円、教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者は日額 1 万 4,200 円と規定してございます。

審議会等の学識委員報酬額については、取扱基準が示されたことに伴い、会長の報酬額を設定するものでございます。

今回の改正内容の施行日は、令和7年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

こちらも教育委員会だけではなく、全庁的にさまざま審議会がございますが、その中の会長職の報酬については同じような規定、同じような額に全庁統一でしますという内容でございます。こちらについてもよろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それではお諮りをいたします。1議案（4）議案第13号、立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案（4）議案第13号、立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（5）議案第14号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案（5）議案第14号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 議案第14号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

こちらは、立川市組織規則の改正に伴い、委員の名称の変更を行うものでございます。「子ども家庭部子ども家庭支援センター長」から「子ども家庭部児童発達支援センター長」に名称変更をするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

皆さま、よろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それではお諮りをします。1議案（5）議案第14号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案（5）議案第 14 号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（6）議案第 15 号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1 議案（6）議案第 15 号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、議案第 15 号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

学校給食費の無償化を踏まえ、保護者等の事務手続きの簡略化を図るため、関係する規定を改正する、また、悪天候、災害その他の理由により臨時休業による学校給食費の減免に係る規定を追加するものであります。

なお、この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

学校給食課からは以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。1 点、改正後の第 9 条第 4 項「じゅん年」、うるう年ということだと思うのですが、「じゅん年」で合っているのか確認したいです。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 うるう年のことを「じゅん年」という言い方を規則などではするようで、文言整理をしたという状況になっております。

以上です。

○栗原教育長 これまで漢字で表記していたのを、全庁的に恐らくうるう年をこのような形で表記するように統一をしているため、整理をしたということです。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかに質疑ないようでございます。それではお諮りをいたします。1 議案（6）議案第 15 号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案（6）議案第 15 号、立川市立学校の学校

給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市第4次学校教育振興基本計画素案について

○栗原教育長 続きまして、2 協議 (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画素案について、に入ります。臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 立川市第4次学校教育振興基本計画素案についてご説明いたします。

立川市第4次学校教育振興基本計画につきましては、昨年11月27日に開催いたしました令和6年第22回教育委員会定例会におきまして、計画素案の案ということでご協議いただきました。

教育委員会定例会や、その後開催いたしました立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会でご協議いただいた内容等を踏まえまして、計画素案としてまとめまして3月6日に開催いたしました市議会文教委員会に報告いたしました。

本日、資料としてお示ししております計画素案につきましては、素案の案からの変更箇所の下線を引くとともに、別紙「立川市第4次学校教育振興基本計画 主な変更内容について」に主な変更箇所をお示ししております。

今後は、4月1日から4月21日まで実施する市民意見公募を経まして6月市議会定例会に計画原案を報告しまして、その後の教育委員会定例会で計画を決定してまいりたいと考えております。

なお、4月5日に市役所302会議室で、ほかの個別計画と併せましてオープンハウス型の市民説明会を行います。このような形で市民周知に努めながら、計画の作成を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 説明ありがとうございました。1つ質問です。主な変更内容についての3番の32ページというところで、変更前と変更後の記述の仕方が微妙に違うところがあるのですが、もう少し詳しく聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○栗原教育長 主な変更内容についての資料の1ページ目のNo.3、頁32、学力・体力の向上の指標の考え方の表し方が変更前と変更後で若干追記等がございます。変更の理由等について、佐藤指導課長から説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 大きな内容の違いというよりも、平均正答率のみの比較ではなくて、その結果をふまえ、学校ごとの様々な課題があると認識しておりますので、そういったところをしっかりと分析・把握して指導改善に生かすということが、こちらの表記のほう伝わりやすいのではないかとといったところで記載を変更しております。

以上です。

○栗原教育長 岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 とてもいい変更だと思います。理解しました。ありがとうございました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 いまさらの質問ではあるのですが、26 ページに計画の基本構想が載っているのですが、全体を通して計画の中で「充実」と「推進」との使い分けをお聞きしたいです。お願いします。

○栗原教育長 「充実」と「推進」の違いということで、臼井教育総務課長、お願いいたします。

○臼井教育総務課長 「充実」と書いてあるものにつきましては、基本的には今やっている事業よりも少しでもレベルアップする、内容的には今よりも少し高めていくようなものを「充実」という形で書いております。「推進」に関しましては、通常、そのまま推し進めるというような意味で「推進」と記載しておりますので、基本的にはレベルアップをしているものが「充実」というような形でおくみ取りいただければと思います。

以上です。

○栗原教育長 では、続けて堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 43 ページの特別支援教育の推進のところ、施策の展開の説明中には「充実」という文言が結構多いのですが、タイトルは「推進」になっていて、私の根底にある問題意識というか違和感としては、特別支援教育に関することが、特別支援教育実施計画を見ると、とてもいい計画だなと思うのに、学校教育振興基本計画に入っている基本方針2を見ていると分離教育を進めるように何となく見えてしまうという印象がありまして、お聞きしましたが、分かりました。

続けてもいいですか。

○栗原教育長 堀切委員、お願いします。

○堀切委員 43 ページ、そのまま続きなのですけど、やはり特別支援学級のことが一番大事だから先に書いている、施策の並び順はそういうふうに並んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○栗原教育長 施策の並び順と優先度の関係ということまでのご質問だと思います。高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 こちらの施策の並び順でございますが、まず長期総合計画と施策の並び順と合わせております。長期総合計画の施策の体系と組織の体系をそろえる、組織の係の順番を含めた整合を図るところで、この並びになっております。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。続けて堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ありがとうございました。教育支援課にそのまま続けて質問したいのですが、基

本施策7の50ページ、ここから「切れ目のない」という言葉がすごくたくさん出てくるのですけれども、特別支援教育実施計画には「一体となった支援」という表現が出てきて、「切れ目のない」と何回も言われると、今まで切れていたんだなということはよく分かるのですけれども、どうしていきたくないのかが、いまひとつ保護者としては分かりません。「一体となった支援」と言われたほうが、安心感があるので、どこか1つでも「一体となった支援」という表現に変えていただけるといいなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 「切れ目のない」という言葉と「一体となった支援」という言葉の使い方ということで、何か使い分けであるとか、どこかをそういう言葉に変えていただきたいということですが、高橋教育支援課長、お願いします。

○高橋教育支援課長 まず、この「切れ目のない」といった表現ですが、国や東京都の計画でも使われている表現でございます。市としてもその表現とそろえたところでございます。

今、「一体となった支援」といったところをご指摘いただいておりますが、特別支援教育実施計画の素案を見ていただきますと、例えば45ページの主な取組の丸の1つ目の文末で「教育、医療、福祉等が一体となった相談を実施します」といった記載があり、こういったところを言われているのかなと思います。ですので、その前段、取組項目の14については学校教育振興基本計画と文言をそろえておりますので、例えばこの辺りの切れ目のない支援の表現をもう少し分かりやすい記載の工夫、例えば教育、医療、福祉等が一体となった切れ目のない支援だとか、そういった形に補足をさせていただければと考えております。

以上です。

○栗原教育長 より分かりやすいような表現方法に工夫させていただきます。ご意見ありがとうございました。

続けて堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 これも教育支援課の範囲だと思うのですけれども、83ページの合理的配慮の記述のところでは、漢字で書けることを評価する問題に対し、平仮名で解答を求めることは本来の目的を失っているため合理的配慮とは言えないとあるのですが、宮崎芳子先生が講演にいらしたときに、違う勉強をすることももちろん合理的配慮の1つではあるのですけれども、それだけだとその姿を見た親は、うちの子は漢字が苦手だ、漢字練習を家でやらないと、となって子どもを追い込みかねないというようなことをおっしゃっていました。

先生が教えてくださった新しい例では、漢字が書けなければ、その漢字を使った熟語を2つ答えるという方法で代替したという例があるということでした。学校の先生は、これができたら理解しているとみなすという基準を作る権力を持っていると思います。例えば正解が合っている途中式を書かないと理解しているとみなさないという先生がいたりしますので、その基準が社会と離れないように注意しないといけないと思います。今、私たち大人も、読めるけれども、書けない漢字がいっぱいあるけれど、別に社会生活で問題ないと思いますので、そういった例も少し付け足していただけないでしょうかというお願いです。

以上です。

○栗原教育長 今、資料編の合理的配慮のところですが、今、堀切委員からのご提案でこの説明だけで十分ではないだろうというご指摘でございます。教育委員会の研修で、日野市の発達・教育支援センターのエールにお勤めになっていた宮崎芳子さんに講師をしていただき、その時の合理的配慮等の説明を踏まえた上での記載内容にということですが、持ち帰らせていただいて、どういう表現ができるか検討させていただきます。高橋教育支援課長から何か今お考えがあれば、お答えいただければと思います。お願いいたします。

○高橋教育支援課長 今、資料解説編の合理的配慮についてのご意見ということで、冒頭では合理的配慮とはこういうものだったことを書かせていただいていた、これだけだと分かりにくいといったところで、学習指導要領の中から例示を抜粋したところです。その他の用語解説も全て国や東京都等の公的機関の示しているものを説明として載せております。学識者の中でもさまざまな捉え方があると思うので、なかなか個々の学識者の意見を計画の中で載せるといったところは少し難しいのかなと思います。また、合理的配慮もこの5年でまた基準が変わる可能性がありますので、例示の使い方が適切かどうかも含めて検討したいと思います。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、今の説明でよろしいでしょうか。

○堀切委員 ありがとうございます。

○栗原教育長 ご指摘ありがとうございます。では、ほかはいかがでしょうか。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 素案の42ページの施策の展開2の学校における働き方改革等の推進の部分ですが、けれども、今までも働き方改革としていろいろ取組んでいただきましたけれども、その成果や状況を知りたいです。現場にいますと、全体像というのは、なかなかつかめないのですが、こういう立場に立つことになったので気になりました。今すぐでなくていいのですが、変更点に入っていないので、今までのままなのでしょうかという質問です。いろいろ見聞きしていると、体調不良やメンタルの不調を抱えてしまったような先生方も多く見えています。私自身も40歳ぐらいのときにメンタル面で非常に苦しんだことがあるのですが、基本的には先生が元気じゃないと子どもは元気にならないと思っています。今どの程度そういった取組に対して効果が出ているのか、教えていただきたいということと、変更して推進していく必要性についてのお考えをよろしくお願いします。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 学校における働き方改革等の推進についてお答えします。

変更がないというのは、実は前回の計画に載っていないもの、例えばエデュケーションアシスタントだとか、そういった取組、副校長補佐も含めて、そういったところは確実にこの数年間で進んでいるものです。ですので、岡村委員ご指摘のように、これまで取り組んできているものをより一層推進していくという記載とご理解いただきたいというのがまず1点で

す。

劇的な成果等にはまだ正直なところつながっていないところはあるのですが、職員における時間外と在校等時間というのは着実に減ってきてございますので、一層推し進めていきたいと考えております。こちらの「学校・教師が担う業務に係る3分類」といったところも前は記載がなかったかと思います。

また、今ご心配いただいたメンタルヘルスについても、東京都の事業を活用して、例えば初任者の教員にはメンター制度や悉皆で行われる心理士による面談等の取組も行われていきますので、そういったところを本市としても確実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 岡村委員、続けてどうぞ。

○岡村委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

○栗原教育長 少し補足ですが、同じ計画素案の13ページの第2章に前回の計画の状況として、基本施策5、学校運営の充実のところで教員の時間外労働を示しております。指標の時間が前回の計画のときは、80時間という設定でございます。今回は月45時間になっており、このときの80時間という設定についての議論はあるかもしれませんが、令和2年度から令和5年度にかけて80時間を超える時間外をしている教員の数は減っています。

さらに、令和7年度以降については、月45時間超の教員の割合、これは国と同じ指標だと思いますが、最終的に計画終了時の年には0%を達成したいというのが今回の目標でございます。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 個人的に若い先生から辞めたいという相談も受けておりまして、そういう状況が一部の特殊な例ではなく、いろいろな先生方にも聞くと、ほかの地域でも起こっているのも、この点、子どもたちのためにも、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。今の岡村委員の質問にも関係して、令和2年から6年までは80時間を超える時間外労働をしている人はどんどん減っていますよということですが、今回の45時間超の教員の割合の令和5年度の基準値が64%で、5年後に0%というのは難しいと思います。これからパブリックコメントや、いろいろところでこの数値が市民の目に触れるわけですね。その時に0%と言われたら、何だろうこの数値は、と思ってしまうかなと個人的に思います。この意見に対する回答は以前もいただいていて、都の目標ですという回答をいただいたことも理解しています。

その上で、これは立川市の学校教育振興基本計画ですよ。東京都の学校教育振興基本計画ではないため、合わせる必要はないのではないかと私は思っていました。市独自で64%から40%とかに設定していいのではないのでしょうか。かたくなに0%というのは、市民

からすると、やる気ありますか、となってしまうかなと思います。市の計画には市としての目標を書いていいのではないのでしょうか。先ほど高橋教育支援課長が、切れ目のないという文言を国の計画上で使っているから、市でも使っていますとおっしゃっていましたが、市の計画の文言なのだから、どのような表現を使ってもいいのではないかと思います。この計画に反映することは難しいかもしれませんが、ご検討いただけたらと思います。岡村委員のおっしゃったように、先生が元気じゃないと子どもは守れない、本当にそのとおりだと思うので、0%の目標を見たら先生たちも、とても驚くのではないかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。小柳委員がおっしゃっていることは私も理解はしています。目標値の設定について、現実的な数値のほうがいいのではないかというのはごもっとも、そういった考えもあると思います。この目標値はそういった時間外、月 45 時間を超える教員をなくす、そのためにどういう手段を入れていくかという、私たちの考えの表れということでご理解いただければと思います。

ただ、この目標値が、夏の期間を除いた約 11 カ月の間で時間外が 1 カ月でも 45 時間を超えてしまうと、カウントされるということですので非常に厳しいことは厳しいです。ただ、そういった形で、今、岡村委員、小柳委員からもありましたけれども、先生が元気で仕事をしているということは子どもたちにもいい影響を与えますので、そのような職場環境、教育環境をいかに教育委員会がつくっていくかが非常に肝要だと考えておりますので、努力していきたいと思っております。ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 私も、理想は 0%だと思っています。もし 0%と書くのだったら、もう少し施策の展開で何か施策が欲しい、隠し玉が何かあるはずと期待してしまいます。そうではないのであれば、現実的な目標と理想の目標を分けて提起する等にしないと、会社勤めをした者からすると、ひやっとする感じがあります。これではほかの数値の信頼度も揺らぎますし、子どもには自分の頭で考えなさいと言っている立場ですので、長いものに巻かれているように感じてしまう書き方はよくないかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員からのご意見も、先ほど小柳委員からのご意見に対する回答と同様でございます。おっしゃることは、よくこちらでも承知をしているところでございます。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○堀切委員 もう 1 ついいですか。

○栗原教育長 では、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 59 ページの 10-1-③で薬物乱用防止の啓発という項目があります。この辺りはスルーしてしまったのですが、「ダメ。ゼッタイ。」というのがここ 30 年ぐらい恐らく変わっていないと思います。近年、ハームリダクションという考え方が注目されていて、政策にも取り入れられて成果を上げているというふうに言われています。

今、「ダメ。ゼッタイ。」の負の側面、駄目と言うことによって、例えばヤングケアラーの子どもやオーバードーズをしている子どもなどが支援を求めにくくなってしまったり、薬物使用者に対する負のイメージが逆に支援を遠ざけていたりなどで社会復帰を難しくしているという面があるというふうに言われています。そのような時に逮捕するのではなく、支援や治療といったケアにつなぐということが言われていますが、立川市はこのことに関しては何か展開があるのでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 堀切委員ご指摘のように、このフレーズは本当に長い間、教育界で使われてきております。こういった取組についてはセーフティ教室等でも行っておりますし、またここに書いてあるように防止教室等においても、啓発、取組を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○栗原教育長 今の佐藤指導課長のお話に加えてですけれども、堀切委員が言った支援にどうつなぐということは、制度としてではありませんが、個別のケースとして、そういった依存症を専門にしている病院等もございますので、家族を通じてそういった医療機関を紹介するということはあるかもしれません。けれども学校教育の中で制度として、ということは非常に難しいと思われれます。

ただ、堀切委員がおっしゃっているとおり、「ダメ。ゼッタイ。」だけで、この問題がいい方向に行くとは、私たちも思っていない。悪いということを本人も自覚をした中で、そういったものに頼らざるを得ない心的状況であるということがありますので、そういった状況に対するお考えを佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 例えば「ダメ。ゼッタイ。」だけではなくて、いわゆる援助希求行動というところだと思います。薬物乱用に限らずですが、SOSの出し方に関する教育という部分ともリンクしてくると思いますが、全て禁止だとか駄目という強い言葉だけでの一律な指導ではなく、そういった状況におちいった子どもが適切にSOSを出せるような取組を強化していく必要があると思っております。

以上です。

○栗原教育長 よろしいですか。

○堀切委員 はい。ありがとうございます。

○栗原教育長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ご質疑ないようでございます。それでは、2協議（1）立川市第4次学校教育振興基本計画素案について、の本日の協議は以上といたします。先ほど申し上げたとおり、この後の計画もそうですけれども、まだ今の段階で確定ではございません。本日いただいたご意見も反映できるところは反映していきたいと考えております。

◎協 議

(2) 立川市第4次特別支援教育実施計画素案について

○栗原教育長 それでは続きまして、2 協議 (2) 立川市第4次特別支援教育実施計画素案について、に入ります。高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 それでは、立川市第4次学校教育支援教育実施計画について、ご説明いたします。

令和6年第23回教育委員会定例会におきまして、計画素案の案をお示しいたしましたが、その後、庁内で検討を行い、計画素案を作成いたしました。前回お示した計画素案の案からの主な変更内容につきまして、資料のとおりとなっております。

このほか、計画の内容に係る変更ではございませんが、例えば計画書の7ページから26ページの本市における特別支援教育の状況に掲載しているグラフにつきまして、見やすさや分かりやすさの観点からグラフの体裁やグラフに付いているコメント等の見直しを行っております。

また、計画素案の中で出てくる、例えば44ページの1番下の行の「スーパービジョン」など分かりにくい用語については、整理をして注釈を追記しております。資料編の用語解説で詳しく説明をしております。

なお、資料編の用語解説で引用している国や東京都の根拠資料を示すほか、できる限り平易な表現となるよう見直しを行っているところでございます。

今後は、4月に実施する市民意見公募を経て、6月市議会定例会に計画原案を報告いたします。

なお、市民意見公募期間中に、ほかの個別計画と併せてオープンハウス型の市民説明会を行い、市民への周知に努めてまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それでは、2 協議 (2) 立川市第4次特別支援教育実施計画素案について、の本日の協議は以上といたします。

◎協 議

(3) 立川市第7次生涯学習推進計画素案について

○栗原教育長 続きまして、2 協議 (3) 立川市第7次生涯学習推進計画素案について、に入ります。庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、立川市第7次生涯学習推進計画素案について、ご報告いたします。

令和7年1月23日開催の第2回教育委員会定例会にて素案の案をお示しいたしましたが、

その場でいただいたご意見及び新たに見直しをした結果、いくつか修正を行い、本日素案をお示ししてございます。修正点は主な変更内容をご覧ください。

なお、3月6日に開催されました市議会文教委員会では、本内容で報告し、計画素案に対するご意見はございませんでした。

今後は、4月に実施する市民意見公募を経て、教育委員会定例会にお諮りし、6月市議会定例会に計画原案を報告いたします。

なお、4月1日から市民意見公募を開始し、この期間中に他の個別計画と併せてオープンハウス型の市民説明会を行い、市民への周知に努めてまいります。

報告は以上です。

○**栗原教育長** 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員、お願いいたします。

○**堀切委員** ご説明ありがとうございました。前回聞き忘れてしまったのですが、18ページの図5-3「これからの地域学習館」に求められることのところに「学校が“使いたくなる”地域学習館へ」とあるのですが、こちらの意味するところをもう少し詳しく教えてください。

○**栗原教育長** 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○**庄司生涯学習推進センター長** こちらにつきましては、まず年度当初の校長会でもお示ししているのですが、学社一体という概念の1つとして、小・中学校の窓口となる地域学習館をお示ししてございます。柴崎学習館と錦学習館が一中校区、三中校区、八中校区、小学校、中学校を含めてそちらが窓口となる、高松学習館と幸学習館であれば二中校区、六中校区、四中校区、九中校区、また、砂川学習館と西砂学習館であれば、五中校区、七中校区ということで、各学習館が窓口になっていることをご説明してございます。

窓口になることでどういう効果があるかと申しますと、例えば西砂学習館でいえば、松中小学校や西砂小学校の子どもたちの作品展示を学習館で行っています。学校での展覧会ですと地域の方が見ることがなかなかできないため、学習館に展示することで子どもたちの作品を見て、素晴らしさを感じていただくという取組をしてございます。同様に柴崎学習館でも、一小の子どもたちの絵画であるとか陶芸等々の展示、過去にはそういった取組もございました。子どもたちの作品を見ていただくことで、地域の方に身近に感じていただくということに取り組んでございます。大人だけではなくて、気軽に子どもたちにもぜひ使っていただきたい学習スペースが学習館にはございまして、居場所や勉強ができる場所が少ないというのが声としてございますので、子どもたちにぜひ使っていただきたいです。学校を通じて子どもたちに使っていただきたい、もちろん、保護者にも使っていただきたい、そういった双方の関係でぜひ学習館を身近に感じていただくということで学校が使いたくなる、もちろん学校が使いたくなるだけではなくて、学校へ出向いていくということも必要ですが、そういった意味を込めまして今回記載しているところでございます。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 施設として使ってもらうという理解で合っていますでしょうか。

○栗原教育長 ハード面なのか、ソフト面も含めるのかということのご質問だと思います。庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 主としては、施設として使っていただくというところが大きいと思います。ただ一方で、もう1つ取組がございまして、西砂学習館では、学校の教育課程でも書道の時間があると思うのですけれども、地域の方が習字を教えているような取組も行っています。ですので、もちろん施設を使っているのですけれども、それを通じて教育プログラムにも少し貢献しているような点がございまして、両方そういうような効果はございます。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ありがとうございます。学校関係者が使いたくなるというような意味合いということでもいいのですよね。

他の自治体とかを見ていると、学校を地域学習館として開くというような計画もあって、「学校が」と、学校を主語にしている少し混乱したので聞きました。ありがとうございます。

○栗原教育長 ありがとうございます。18 ページの下半分に6つの四角があって、これからの地域学習館に求められること、今、堀切委員がお話しになった「学校が“使いたくなる”地域学習館へ」の右隣に「コーディネーターとしての学びをつなげる役割」とあり、この辺りも少し絡んでいるのではないかと思います。上の枠の中の、下から5行目の「コーディネーターとして学びをつなぎ高める～」というところも、学校が地域人材、こういった人はいないでしょうかという相談などにも応じる、対応できる地域学習館、そういう機能を持たせるということだと、ハード、施設だけではなくてソフト面でも「学校が“使いたくなる”地域学習館へ」ということが含まれているというふうにお考えいただければと思います。

○堀切委員 理解しました。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。また18 ページなのですが、変更点にあるように、地域拠点から学習拠点に名称を変更していると思いますが、長期総合計画に合わせたという意味で学習に変更なのでしょうか。

以上、質問です。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 地域拠点であっても間違いではないのですが、学習拠点としたほうが分かりやすいというか、ぴんとくるのではないのかというのを内部で話し合いまして変えたものでございます。長期総合計画との関係ではなく話し合いの結果、変えさせていただきました。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ありがとうございます。全て学習に変えていて、地域拠点はないのですか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 地域拠点といいますと、例えば学習等を供する会館というのが11施設あります。そちらの地域拠点に対して、どちらかという地域学習館は、地域の要素もございしますが、学習という面を前面に出したほうがふさわしいのではないかという結論でございます。

○栗原教育長 補足すると、同じく18ページの上の枠囲みのところの上から2行目に、「地域学習館は、地域の生涯学習拠点として、またコミュニティづくりの拠点として」ということで、2つが対立するということではなくて、大きな意味ではコミュニティという部分も含まれる、ただ、学習館という名前のとおり、あくまでも地域の学習の拠点としたほうが位置付けとしてふさわしいのだらうというふうに考えております。よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それでは、2協議（3）立川市第7次生涯学習推進計画素案について、の本日の協議は以上といたします。

◎協 議

（4）立川市第4次図書館基本計画素案について

○栗原教育長 続きまして、2協議（4）立川市第4次図書館基本計画素案について、に入ります。黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 では、2協議（4）立川市第4次図書館基本計画素案について、ご説明いたします。

本計画素案の案につきましては、令和7年1月9日に開催しました第1回教育委員会定例会で協議いただきました。教育委員会定例会や、その後開催しました図書館運営委員会でご協議いただいた内容を踏まえ、計画素案としてまとめ、3月6日に開催された市議会文教委員会にて報告いたしました。文教委員会では、特に内容に関する意見等はございませんでした。

本日資料としてお示ししております計画素案につきましては、素案の案からの変更箇所について下線を引いてございます。また、別紙「立川市第4次図書館基本計画 主な変更内容について」によりまして変更内容をお示ししてございます。

今後は、4月1日から21日まで実施します市民意見公募を経て、6月市議会定例会に計画原案をご報告、その後の教育委員会定例会で決定してまいります。

なお、4月5日土曜日に他の個別計画と併せてオープンハウス型の市民説明会を行い、市民への周知に努めてまいります。

以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、

ご質疑をお願いいたします。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 これも前回聞き忘れてしまったのですけれども、自治体によっては、例えば町に1軒も書店がないという町も増えてきて、立川市はしばらくそういうことはないと思うのですけれども、場所としては偏っているように思います。立川市の本を取り巻く環境とか、そういう書店などの動向について何か予測していて、だから計画をこうしているみたいなことがあれば、教えていただきたいです。お願いします。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 書店ですとか図書館等の本を取り巻く環境についてのご質問でございます。

全国的には今かなり問題になっております。平成23年時点ですけれども、書店がない自治体が26.1%あるというような報告がされておまして、図書館で本を売る、そういった図書館も地方にはあるような状況でございます。

一方で立川市の状況でございますけれども、場所は偏在しておりますが、書店につきましては駅周辺などに大型書店が複数店舗存在してございます。また、羽衣町や錦町、富士見町などに個人店が点在しているような状況でございます。

そのほか、古本屋についても、駅前を中心に多数存在しているような状況でございます。ですので、書店については、地域に偏在はございますけれども、今のところ立川市では世間で騒がれているような書店がなくなるというような状況ではないと考えてございます。

一方、図書館については、立川市の面積が24.36平方キロメートルですけれども、その中におきまして9館図書館がございまして、単純に割ってしまえば、2.7平方キロメートルに1館というような計算になってございますので、他の自治体と比較するのがいいのかどうか分かりませんが、立川市においてはある程度身近に利用できる範囲に図書館が配置されています。こちら多少偏在してはございますけれども、そういう状況でございますので、なかなか図書館を利用しない、本を読まないというような傾向が言われておりますけれども、環境を生かしながら、もう少し周知ですとか事業を進めていく必要があるのかなというふうには考えております。

説明は以上になります。

○栗原教育長 堀切委員、よろしいですか。

○堀切委員 ありがとうございます。

○栗原教育長 今、黒島図書館長からかなり詳しく数字も用いて説明をいただきました。まだ立川市は、黒島図書館長の説明のとおり、駅中心かもしれませんが、大型書店もあります。今、本屋の傾向として、例えば富士見町に猫がテーマの本屋があったりとか、立川市の姉妹市の大町市には山の本を専門とした本屋があったり、そこはとてもすてきな場所でした。書店が撤退等の話もある一方で、そのような専門的な、店主のこだわりの本を置くというような本屋も出てくるような状況で、今後どういう展開になるか、興味深く関心を持っていきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それでは、2 協議（4）立川市第4次図書館基本計画素案について、の本日の協議は以上といたします。

◎協 議

（5）立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について

○栗原教育長 続きまして、2 協議（5）立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について、に入ります。黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 では、2 協議（5）立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について、ご説明いたします。

こちらの計画素案の案につきましても、図書館基本計画と同様に、本年第1回教育委員会定例会で協議いただきました後、市議会文教委員会で報告してございます。その文教委員会におきましても、特に内容に関する意見はございませんでした。

今後につきましても、図書館基本計画と同様にパブリックコメントを経まして、6月市議会定例会に計画原案をご報告、その後、教育委員会定例会で決定してまいります。

また、先ほどの図書館基本計画、その他の個別計画と併せましてオープンハウス型の市民説明会を4月5日に開催し、市民への周知に努めてまいります。

説明は以上になります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 5ページから、もしくは最後のほうの資料編、33ページからの読書アンケートに関することです。読書に関して読書の量を問う、何冊読みましたかとか利用しましたかという設問があるのですが、本のよさというのは人との出会いに近い部分で、考え方が変わるとか、心に残るフレーズは何か見つけましたかとか、例えばそういう設問があれば、本はそういう出会いがあるものなのだから、読書にはそういう価値があるということが少し伝わるのかな、そういう読み方もあると思ってもらえないかなと思ったのですが、このアンケートの内容はどのように考えられているのでしょうか、お願いします。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 読書アンケート調査結果の設問内容についてのご質問でございます。

今回のアンケートの設問につきましては、本が好きかどうかですかとか、この1カ月間に本を読みましたかですか、図書館を利用していますかという、そういった設問内容になってございます。継続的に同じような調査を過去から同じ設問でさせていただいておりまして、それを比較している、どれだけの子どもたちが読書をしているのかということを主眼に置いた調査となっております。

今、堀切委員からご指摘ございました読書をして、どういうところで、どういう本を読ん

で感動したなど、そういった設問まで今回の調査の中に盛り込むと、設問が多くなってしまいますので、この調査では難しいかなと思っております。各図書館の事業等で本を紹介するポップを作るというポップバトルという取組はやっており、自分が本を読んで、こういったところがよかったと、お勧めするポップを作って本を皆さんに周知してもらうような取組です。また、ビブリオバトルについても、本の内容を説明して皆さんにアピールして、どの本を読みたくなったかというような、そういったバトルなのですが、そういった個別の講座等を進める中で、本のよさといえますか、本を読んで自分はこういうふうに思ったというところを多くの人に伝えて自分も読んでみようかなと思ってもらえるような取組は進めていきたいなと思ってございます。

少し長くなりましたけれども、このアンケートの調査では、読書の量といえますか、そういったところを測っていくという目的で設問内容を設定しているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 よろしいですか。

○堀切委員 はい。ありがとうございます。

○栗原教育長 今、黒島図書館長からお答えがありましたが、このアンケートでは定量的な調査が目的ということですが、私は、堀切委員が今おっしゃったことは、子どもたちにアピールするにはいいなと個人的に思いました。要は、本は新しい世界、自分が経験したことないことに出会える場面で、もしかしたら本を読まない子どもはそういう魅力が分からないから本を手にとらないという理由があるのであれば、アンケートの設問から、本はそういうことに出会えると気づきにつながります。少しでもそういったことが分かれば不読率の、これが起死回生策になるとは言いませんが、中にはそういった気づきがあつて学校の図書館や市内の公立図書館に行ってみようとなれば、とてもうれしいなと思うので、私からもお願いします。経年で変化を採る調査も行っていたきたいのですけれども、量ではなくて内容、そういった出会いがあったということ、読書した後に、どういうことを考えたり勉強したりしたということが、大事な部分だと思います。もちろん、たくさん読書をする子どもを私は本当にすごいなと思っていますけれども、読書から何か得られたものがあるというのは、冊数ではなくて、もっと本質的な学びではないかと思うので、ぜひそういったことも検討いただければということで、お願いをします。ほかはいかがでしょう。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 今、栗原教育長のお話を伺いながら思い出したのが、嶋田委員がいらっしゃったところ、辻村深月の『かがみの孤城』という本が立川市の子どもたちの中で借りられている本のベストテンに入っていました。立川市の子どもたち、なかなかやるなと嶋田委員とお話したような記憶があり、今、子どもたちにどんな本が読まれているかというのはとても興味があるので、そういうふうなお話でもできれば統計として出していただければうれしいです。今回の計画素案とは関係がなくなってしまったのですけれども、そんなことを少し思いました。もう1点よろしいですか。

○栗原教育長 はい。

○伊藤委員 こちらも別に今すぐうんぬんではないですけども、主な変更内容の様式は、変更前が左で変更後は右側で、本日の議案の様式では、改正前は右側だったので、少し頭が混乱しました。統一することができるのであれば、していただいたほうが分かりやすいかなという感想です。

以上です。

○栗原教育長 1つ目の子どもたちに人気の本というのは、こちらアンケートではないですけども、図書館の統計の中で貸出数ということで確か出ていたと思います。黒島図書館長からその辺りの説明があると助かります。

○黒島図書館長 立川市図書館が貸し出している本の貸出数の順位につきましては、子ども読書推進計画の中で、資料編に児童書貸出状況として、42 ページ、43 ページにお示ししている状況でございます。

そのほか一般書等の本の貸出状況につきましては、図書館ホームページに検索バーがございますので、そちらのほうでジャンルごとに順位が出ているような状況でございます。

以上です。

○栗原教育長 2点目の、主な変更内容についての変更前、変更後の左右ということですけども、この様式は市全体で変更前は今の体裁ですと左、変更後が右となっているのだと思います。また、次の機会の原案提出のときに、素案から原案までの変更をお示しする場合は、もしかしたら今回と同じ並びにしたほうが、またここで左右が入れ違ってしまうと分かりづらくなってしまうので、見やすいようなご検討をお願いします。伊藤委員、ご指摘ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 電子図書館の件でお聞きしたいです。22 ページに「たちかわ電子図書館の充実と利用促進」とあるのですが、区の学校の教員の友人から、学校の朝読書に全員がタブレットを持っているため、それを使ってとてもいいと聞きました。次の日もタブレットを開くと続きから読めて、どんな本を読んでいるかを友達同士で、この本よかったなど、共有できて、次の日の朝読書では、友達のおすすめの本を読んでみようなどと使っているようです。タブレットの中に自分の図書館をつくれる、自分の好きな本を並べて、バーチャル図書館とありますか、そういう取組をしている学校があるらしいです。子どもたちは喜んで自分の図書館づくりをしており、うまくいっていますよという話をちらっと聞きました。

それはそれとして、立川市での子どもたちの電子図書館の利用状況を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○栗原教育長 では、黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 電子図書館の子どもたちの利用状況でございます。

電子図書館全体としましては、令和5年度の実績ですと、閲覧された閲覧回数が24万4,000回、タイトルを貸し出された数というのが8万3,000件というような状況になってございま

す。電子書籍のタイトルが令和5年度末で8,376件ございまして、その中で貸出が8万3,000件というような状況です。

今、子どもたちには読み放題パックという、何人もの子どもたちが同時に同じタイトルの本を見ることができる、電子書籍の種類がございまして、そちらをたちかわ電子図書館では充実させているような状況でございます。ですので、貸出数と閲覧数というので、閲覧されているのは読み放題で24万4,000件を閲覧されており、その中で小・中学生は約7割を占めております。中学生はあまり多くないのですが、相当数の児童に閲覧いただいているような状況でございます。

朝読書につきましても、利用されている学校もあるというような状況です。学校によって差はあるようですけれども、今後も周知等していきたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 岡村委員、よろしいですか。

○岡村委員 ありがとうございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか質疑ないようでございます。それでは、2協議（5）立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について、の本日の協議は以上といたします。

○栗原教育長 次に、その他に入ります。その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回第7回定例会は、令和7年4月11日金曜日13時30分から、201会議室で開催をいたします。

これをもって、令和7年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時56分

署名委員

.....

教 育 長